

氏名	住所
瀬崎 権太夫	豊岡市城崎町楽々浦469番地
齋藤 八一郎	同 市城崎町今津584番地
浦瀧 敏郎	同 市城崎町今津574番地
川崎 雅文	京都府福知山市字土師175番地の40
近藤 章	豊岡市桜町8番7号
中家 逸朗	同 市城崎町楽々浦518番地



兵庫県告示第897号

漁業法（昭和24年法律第267号）第131条第2項の規定により、次のとおり聴聞を行う。

令和7年9月24日

兵庫県知事 齋藤 元彦

- 1 件名
漁業関係法令違反に係る停泊処分
- 2 日時
令和7年10月14日（火）午前10時30分から午前11時00分まで
- 3 場所
兵庫県庁 1号館7階 会議室



兵庫県告示第898号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨阪神北県民局長から報告があった。

令和7年9月24日

兵庫県知事 齋藤 元彦

- 1 日時
令和7年10月22日（水）午後2時から午後3時まで
- 2 場所
宝塚市旭町2丁目4番15号 兵庫県宝塚総合庁舎 第4会議室
- 3 被聴聞者
商号又は名称 株式会社TOUSEI
代表者氏名 松 寄 正 悟
事務所所在地 兵庫県伊丹市桜ヶ丘五丁目1番15号
免許番号 兵庫県知事（1）第204569号
免許年月日 令和3年11月24日

公 告

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和7年9月24日

契約担当者

兵庫県立神戸高等技術専門学院長 久保 敏夫

- 1 入札に付する事項
 - (1) 業務の名称
高度NC旋盤（ターニングセンタ）導入業務
 - (2) 調達物品及び数量
ターニングセンタ1台及びPCソフト等一式
 - (3) 調達物品の特質等
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(4) 納入期限

令和8年3月31日（火）

(5) 納入場所

兵庫県立神戸高等技術専門学院 神戸市西区学園東町5丁目2番

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で入札開始日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び本件入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 兵庫県内に事業所を有する者であること。県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。

3 入札書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒651-2102 神戸市西区学園東町5丁目2番

兵庫県立神戸高等技術専門学院総務課 担当 笹井

電話（078）794-6630

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和7年9月24日（水）から同年10月2日（木）まで（土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

令和7年10月14日（火）午後2時 兵庫県立神戸高等技術専門学院

本館棟3階 向上訓練教室1

(4) 入札書等の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書等を提出すること。ただし、郵便（書留郵便に限る。）

又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和7年10月10日（金）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 仕様確認等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和7年9月24日（水）から同年10月2日（木）まで（土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 受付場所

前記3(1)に同じ。

ウ 提出書類

仕様確認申込書及び仕様を満たしていることを確認できるカタログ等

エ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

オ 確認の結果

令和7年10月7日(火)までに入札者に通知する。

(2) 入札者は、入札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額)の100分の5以上の額を、令和7年10月9日(木)午前11時までに納入すること。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。また、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第84条第1項第3号の規定に該当する場合(過去の契約実績の届出による)は、入札保証金を免除する場合がある。なお、入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となる。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入すること。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に到達していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む)が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和7年10月21日(火)以後の任意の日までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名等が明確に記載されており、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札開始前に一般競争入札参加資格確認通知書の写しを入札執行者に提出すること。

ケ 入札開始前に積算内訳書を入札執行者に提出すること。

コ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

サ 入札書の押印廃止(委任状は押印必要)に伴い、入札会場にて顔写真付き公的書類(運転免許証等)の提示をいただくことにより本人確認を行いますので、本人確認ができない場合には、本人、代理人問わず入札参加を認めない。

シ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからサまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ、オ又はサに違反し無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。



景観の形成等に関する条例に基づく景観影響評価準備書の提出

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の9の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を兵庫県まちづくり部都市政策課に提出すること。

令和7年9月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 名称 株式会社プラザ淡路島
 代表者の氏名 代表取締役 木下 紘二
 住所 南あわじ市阿万吹上1433-2
- 2 特定建築物等の名称及び所在地
 名称 プラザ淡路島
 所在地 南あわじ市阿万吹上1433-2
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
 縦覧場所 まちづくり部都市政策課及び淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課
 縦覧期間 令和7年9月24日から同年10月7日まで
- 4 意見書の提出期間及び提出先
 提出期間 令和7年9月24日から同年10月7日まで
 提出先 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県まちづくり部都市政策課

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第49号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和7年9月24日

兵庫県選挙管理委員会
 委員長 永田 秀一

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 89,663

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 660,393



兵庫県選挙管理委員会告示第50号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を

有する者の総数の3分の1等の数」という。)は、次のとおりである。

令和7年9月24日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 永田秀一

(選挙区名)	〔選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数〕
神戸市東灘区	57,218
神戸市灘区	35,969
神戸市中央区	37,271
神戸市兵庫区	30,332
神戸市北区	58,346
神戸市長田区	25,462
神戸市須磨区	43,242
神戸市垂水区	58,413
神戸市西区	64,691
姫路市	138,398
尼崎市	127,918
明石市	84,092
西宮市	132,794
洲本市	11,689
芦屋市	26,280
伊丹市	55,164
相生市	7,586
豊岡市及び美方郡	29,069
加古川市	71,929
たつの市及び揖保郡	29,368
赤穂市、赤穂郡及び佐用郡	20,742
西脇市及び多可郡	15,841
宝塚市	63,551
三木市	20,338
高砂市	24,149
川西市及び川辺郡	51,250
小野市	12,743
三田市	29,729
加西市	11,525
丹波篠山市	10,854
養父市及び朝来市	13,756
丹波市	16,663
南あわじ市	12,324
淡路市	11,655
宍粟市	9,606
加東市	10,529
加古郡	17,826
神崎郡	11,017



兵庫県選挙管理委員会告示第51号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び

第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第13条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定するとともに、既に指定した施設に関し指定の取消しをしたので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和7年9月24日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 永田秀一

1 病院及び介護老人保健施設の表姫路市の項中

「

医療法人社団 みどりの会 酒井病院	同 市飾西412-1
木下病院	同 市東辻井4丁目1-12
医療法人社団 綱島会 厚生病院	同 市御立西4丁目1-25

」

を

「

医療法人社団 みどりの会 酒井病院	同 市飾西412-1
医療法人社団 綱島会 厚生病院	同 市御立西4丁目1-25

」

に、改める。

2 老人ホームの表宝塚市の項中

「

株式会社 木下の介護 リアンレーヴ宝塚	同 市南ひばりが丘2-9-22
---------------------	-----------------

」

を

「

株式会社 木下の介護 リアンレーヴ宝塚	同 市南ひばりが丘2-9-22
オリーブ・宝塚	同 市光明町30-12

」

に、改める。